

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

2023年 6月 5日

船橋市長 松戸 徹 殿



提出者

住 所 千葉市美浜区中瀬2丁目6番地1
名 称 三井住友建設株式会社東関東支店
代 表 者 支 店 長 川 崎 雄 二

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 043-299-0560

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事 業 場 の 名 称	三井住友建設株式会社東関東支店
事 業 場 の 所 在 地	千葉市美浜区中瀬2丁目6番地1
計 画 期 間	2023年4月1日～2024年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事 業 の 種 類	総合工事業
②事 業 の 規 模	完成工事高 18, 045 百万円 (2022年度)
③従 業 員 数	90人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙(1) 産業廃棄物の処理工程による

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙(2)管理体制図による

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度(2022年度)実績】			
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず
	排 出 量	8.46 t	37.5 t
(これまでに実施した取組)			
<ul style="list-style-type: none"> ・設計計画(意匠・構造・設備)で廃棄物の発生を抑制する工法を採用する。(工業化・システムユニット化) ・仮設材(型枠材)の転用率向上と断熱材打込型枠の採用 ・工場でプレカット加工の実施 ・梱包材の簡素化、再利用 ・気泡ソイルセメント柱列工法の採用による汚泥の発生量低減 			
【目標】			
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず
	排 出 量	7.0 t	30.0 t
(今後実施する予定の取組)			
<p>前年度の施策を継続して確実に実施していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計計画(意匠・構造・設備)で廃棄物の発生を抑制する工法を採用する。(工業化・システムユニット化) ・仮設材(型枠材)の転用率向上と断熱材打込型枠の採用 ・工場でプレカット加工の実施 ・梱包材の簡素化、再利用 ・気泡ソイルセメント柱列工法の採用による汚泥の発生量低減 			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	<ul style="list-style-type: none"> ・主な分別品目は、建設汚泥、廃プラスチック、金属くず、がれき類 廃石膏ボード、電線くず、ダンボール、石綿含有産業廃棄物等 ・最終処分比率の低減を目指して、混合廃棄物原単位の目標を設定し分別に努めている。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度も昨年度の品目を分別予定。 ・最終処分比率の低減を目指して、引き続き各工事毎に分別品目数と、混合廃棄物原単位の目標を設定し分別に努める。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	産業廃棄物の種類	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	石膏ボード	がれき類
	排 出 量	11.52 t	143.9 t	108.8 t
② 計画	産業廃棄物の種類	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	石膏ボード	がれき類
	排 出 量	9.0 t	115.0 t	87.0 t
① 現状	産業廃棄物の種類	コンクリート破片	アスファルト・コンクリート破片	建設混合廃棄物
	排 出 量	200.7 t	466.6 t	235.5 t
② 計画	産業廃棄物の種類	コンクリート破片	アスファルト・コンクリート破片	建設混合廃棄物
	排 出 量	160.0 t	370.0 t	188.0 t
① 現状	産業廃棄物の種類	金属くず	その他	
	排 出 量	118.5 t	0.58 t	t
② 計画	産業廃棄物の種類	金属くず	その他	
	排 出 量	94.0 t	0.50 t	t
① 現状	産業廃棄物の種類			
	排 出 量	t	t	t
② 計画	産業廃棄物の種類			
	排 出 量	t	t	t
① 現状	産業廃棄物の種類			
	排 出 量	t	t	t
② 計画	産業廃棄物の種類			
	排 出 量	t	t	t
① 現状	産業廃棄物の種類			
	排 出 量	t	t	t
② 計画	産業廃棄物の種類			
	排 出 量	t	t	t
① 現状	産業廃棄物の種類			
	排 出 量	t	t	t
② 計画	産業廃棄物の種類			
	排 出 量	t	t	t

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度） 実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度） 実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行いう 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（ 年度）実績】			
①現状	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（2022年度）実績】			
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず	
①現状	全処理委託量	8.46 t	37.48 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	8.46 t	32.41 t
	再生利用業者への 処理委託量	8.46 t	37.48 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			
別紙（3）産業廃棄物の処理に関する事項（2022年度）			

(第5面)

		【目標】	
		産業廃棄物の種類	廃プラスチック類
②計画		全処理委託量	7.0 t 30.0 t
		優良認定処理業者への 処理委託量	7.0 t 30.0 t
		再生利用業者への 処理委託量	7.0 t 30.0 t
		認定熱回収業者への 処理委託量	t t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t t
(今後実施する予定の取組) 別紙(4) 産業廃棄物の処理の委託に関する事項(2023年度)			
※事務処理欄			

第5面-2

産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状			
産業廃棄物の種類	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	石膏ボード	がれき類
全処理委託量	11.5 t	143.9 t	108.8 t
優良認定処理業者への処理委託量	11.5 t	143.9 t	108.8 t
再生利用業者への処理委託量	11.5 t	143.9 t	108.8 t
認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t
②計画			
産業廃棄物の種類	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	石膏ボード	がれき類
全処理委託量	9.0 t	115.0 t	87.0 t
優良認定処理業者への処理委託量	9.0 t	115.0 t	87.0 t
再生利用業者への処理委託量	9.0 t	115.0 t	87.0 t
認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t
①現状			
産業廃棄物の種類	コンクリート破片	アスファルト・コンクリート破片	建設混合廃棄物
全処理委託量	200.7 t	466.6 t	235.5 t
優良認定処理業者への処理委託量	74.7 t	3.6 t	235.5 t
再生利用業者への処理委託量	200.7 t	466.6 t	235.5 t
認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t
②計画			
産業廃棄物の種類	コンクリート破片	アスファルト・コンクリート破片	建設混合廃棄物
全処理委託量	17300.0 t	330.0 t	57.0 t
優良認定処理業者への処理委託量	17300.0 t	330.0 t	57.0 t
再生利用業者への処理委託量	17300.0 t	330.0 t	57.0 t
認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t

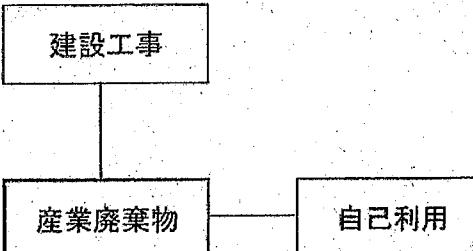
産業廃棄物の処理の委託			
①現状			
産業廃棄物の種類	金属くず	その他	
全処理委託量	118.5 t	0.58 t	t
優良認定処理業者への処理委託量	118.5 t	0.58 t	t
再生利用業者への処理委託量	118.5 t	0.58 t	t
認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t
②計画			
産業廃棄物の種類	金属くず	その他	
全処理委託量	94.0 t	0.50 t	t
優良認定処理業者への処理委託量	94.0 t	0.50 t	t
再生利用業者への処理委託量	94.0 t	0.50 t	t
認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t
③現状			
産業廃棄物の種類			
全処理委託量	t	t	t
優良認定処理業者への処理委託量	t	t	t
再生利用業者への処理委託量	t	t	t
認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t
④計画			
産業廃棄物の種類			
全処理委託量	t	t	t
優良認定処理業者への処理委託量	t	t	t
再生利用業者への処理委託量	t	t	t
認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
 - 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
 - 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
 - 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
 - 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の処理工程

作業所



※建設汚泥を
脱水等の処理後、場内
埋戻しに利用等
※コンクリート片を
破碎して仮設路盤に利

委託処理の範囲

広域的処理
環境大臣認定制度
利用による委託処

中間処理

直接最終処分

直接最終処分
処理群等

※廃石膏ボード
ALC
グラスウール
パーチクルボード、等

二次
中間処理

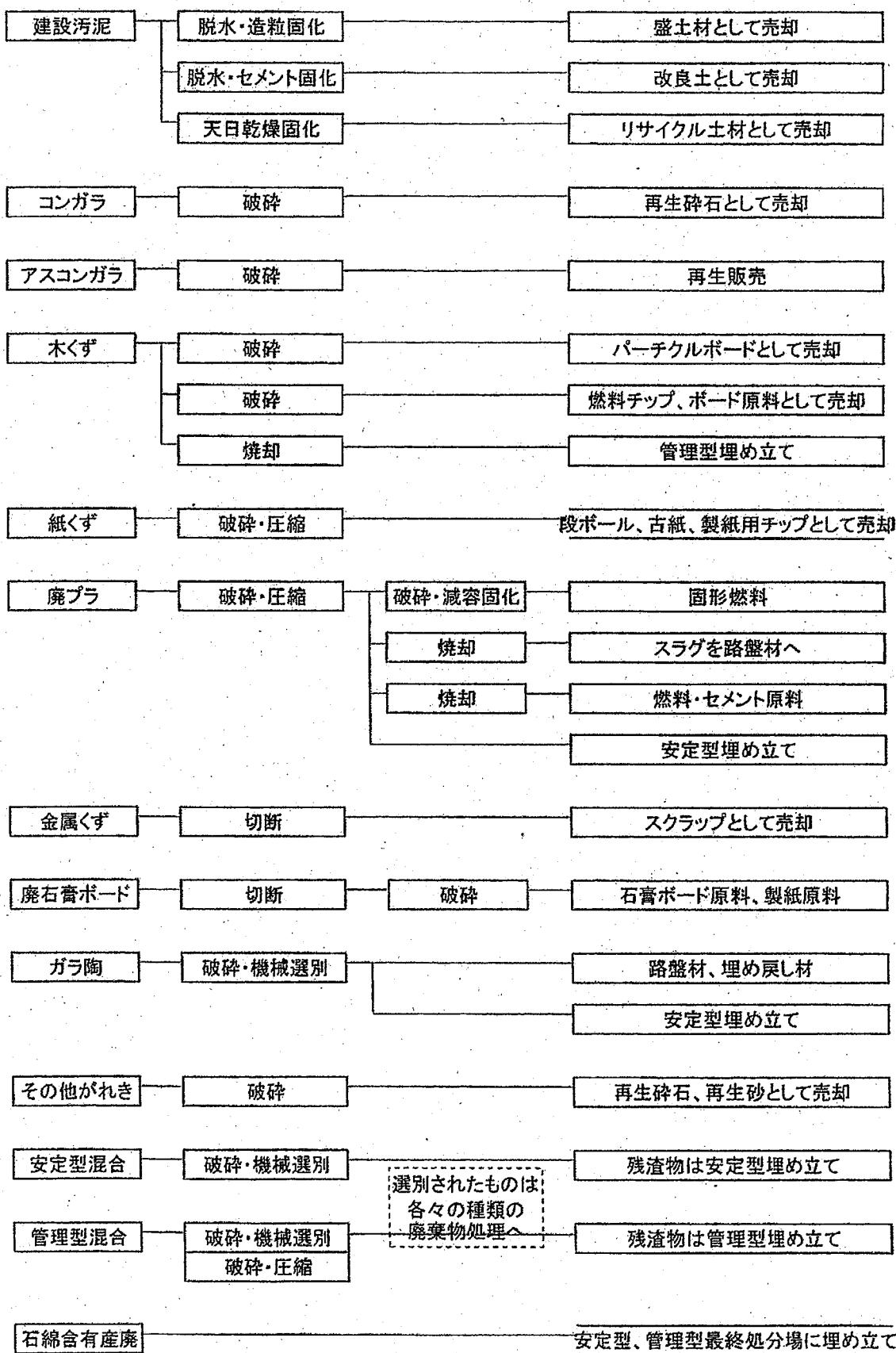
※石綿含有
産業廃棄物等

売却
再生利用

最終処分
(安定型埋)

最終処分
(管理型埋)

廃棄物の種類別処理の工程

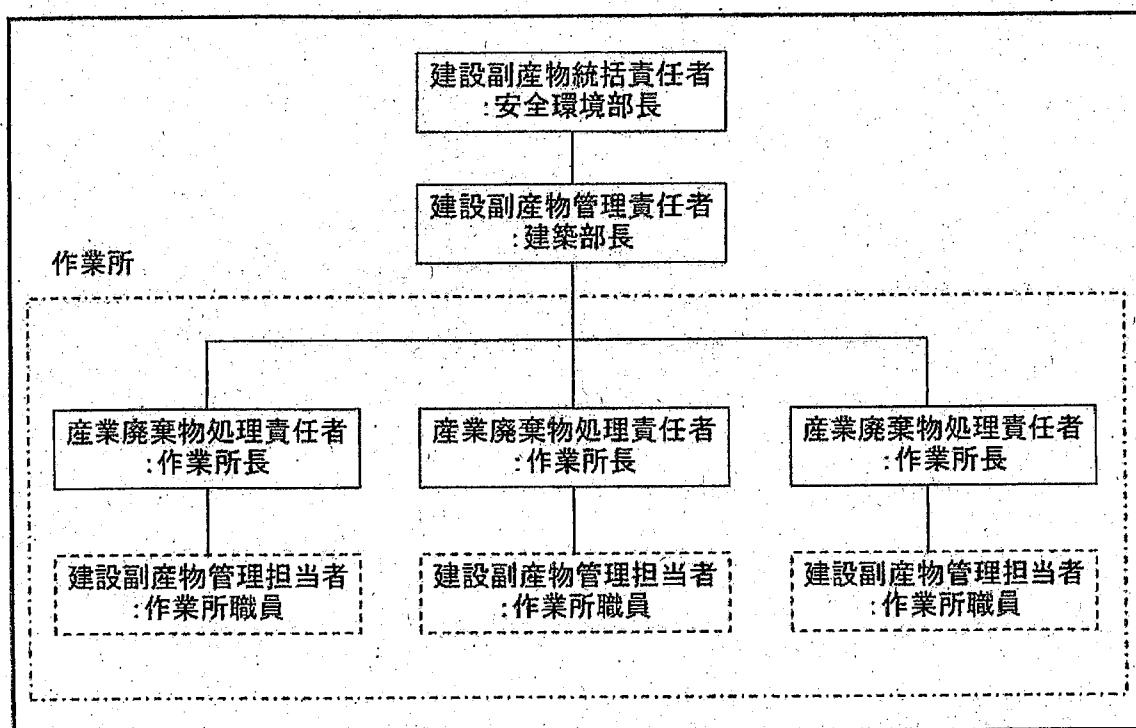


東関東支店の建設副産物に関する管理体制

名 称	役 割 と 責 任	職 名
建設副産物統括責任者	・施工に関わる建設副産物を総括的に管理する ・支店外への対応を行う	支店長が指名 原則、安全環境部長
建設副産物管理責任者	・施工部門の建設副産物を総合的に管理する	支店長が指名 原則、建築部長
産業廃棄物処理責任者	・作業所の産業廃棄物の適正処理を管理する	支店長が指名 作業所長
建設副産物管理担当者	・作業所の建設副産物の日常管理を行う	(作業所職員から作業所長が指名)

東関東支店

管理体制図



産業廃棄物の処理の委託に関する事項(2022年度)

- ・契約に当たっては、許可証の内容、現地確認等により以下の内容を確認した

収集運搬会社	<ul style="list-style-type: none">・発生場所と処分場所(中間処理施設、最終処分場)の両方の都道府県、政令市の許可を持っていること・許可の期限(委託中に切れる場合は、更新を確認すること)・委託する廃棄物の種類の許可を持っていること・積み替え・保管施設経由の有無・許可車両の一覧表を持っていること・なるべく電子マニフェストに対応できること
中間処理、最終処分会社	<ul style="list-style-type: none">・許可の期限(委託中に切れる場合は、更新を確認すること)・業の区分(中間処理、最終処分)・委託する廃棄物の種類の許可を持っていること・中間処理の場合は、委託量に対して処理施設の能力があるかどうか・最終処分の場合は、委託量に対して埋立地の容量があるかどうか・県外廃棄物の規制があるかどうか(調査して、規制があれば従う)・なるべく電子マニフェストに対応できること

産業廃棄物の処理の委託に関する事項(2023年度)

- ・契約に当たっては、許可証の内容、現地確認等により以下の内容を確認する

収集運搬会社	<ul style="list-style-type: none"> ・発生場所と処分場所(中間処理施設、最終処分場)の両方の都道府県の許可を持っていること ・許可の期限(委託中に切れる場合は、更新を確認すること) ・委託する廃棄物の種類の許可を持っていること ・積み替え・保管施設経由の有無 ・許可車両の一覧表を持っていること ・なるべく電子マニフェストに対応できること
中間処理、最終処分会社	<ul style="list-style-type: none"> ・許可の期限(委託中に切れる場合は、更新を確認すること) ・業の区分(中間処理、最終処分) ・委託する廃棄物の種類の許可を持っていること ・中間処理の場合は、委託量に対して処理施設の能力があるかどうか ・最終処分の場合は、委託量に対して埋立地の容量があるかどうか ・県外廃棄物の規制があるかどうか(調査して、規制があれば従う) ・なるべく電子マニフェストに対応できること

- ・可能であれば優良認定処理業者に処理を委託する
- ・焼却の場合は単純焼却ではなく、可能であれば熱回収業者に処理を委託する
- ・電子マニフェストの利用を原則とする
- ・委託処理施設の現地確認を定期的に実施する